

令和7年度事前協議における川崎北部、相模原地域の公募条件

○川崎北部二次保健医療圏

- 1 回復期機能または慢性期機能を担うもの（表1）とする。

表1 回復期機能または慢性期機能を担う病床として算定する入院料等

回復期機能	・地域包括医療病棟入院料(※) ・回復期リハビリテーション病棟入院料 ・地域包括ケア病棟入院料(※) 又は 地域包括ケア入院医療管理料(※)
慢性期機能	・療養病棟入院基本料 ・有床診療所療養病床入院基本料 ・障害者施設等入院基本料 ・特殊疾患病棟入院料 又は 特殊疾患入院医療管理料 ・緩和ケア病棟入院料

※ 当該病棟が主に回復期機能を担う場合に限るものとします。

- 2 配分に当たっての考え方

- (1) 病床の配分は、以下の視点で総合的に評価を行う。

- ア 地域の医療需要との整合性
- イ 地域医療連携に係る調整状況とこれまでの実績
- ウ 運営計画（人材確保計画、資金計画）の実現性
- エ 整備計画（土地確保、建築計画）の確実性

- (2) 病床は、以下の点を要件として、配分する。

- ア 病院等の開設等に関する指導要綱の事前協議の申出要件を満たしていること。
- イ 原則として、開設等許可後10年間は、配分を受けたときの病床機能と病床数を維持すること。
- ウ 10年を経過した後も、病床機能や病床数を変更する場合は、事前に地域医療構想調整会議に諮ること。

- (3) 川崎市内の既存の医療機関の増床を優先とする。

○相模原二次保健医療圏

- 1 公募要件

- 急性期または回復期機能を担うもの（表2）とする。

表2 急性期機能または回復期機能を担う病床として算定する入院料等

急性期機能	急性期一般入院料 地域包括医療病棟入院料 等
回復期機能	地域包括医療病棟入院料 地域包括ケア病棟入院料または地域包括ケア入院医療管理料 回復期リハビリテーション病棟入院料 等

- 2 申出要件

- (1) 申出に当たっては、次の要件を満たすこと。

ア 法に基づく病院等の開設等の許可申請書の提出期限

原則として、次の期間内までに医療法に基づく病院等の開設等の許可申請書の市長へ提出を行うこと。

項 目		期 間
工事を伴わない場合		申出の翌年 11 月 30 日まで
工事を伴う場合	改修等による増床	病床配分決定通知日から 1 年以内
	新築（移転再整備を含む） 及び増改築を伴う増床	病床配分決定通知日から 2 年以内
	再開発事業等を伴う新設	事業計画で予定する期日
	上記以外の場合	市長と調整の上必要と認めた期間

イ 基準病床を超える病床種別の病床の取扱い

協議の申出対象医療機関が既設で、当該医療機関が各医療圏における過剰な（既存病床数が基準病床数を超える）病床種別の病床を有する場合において、当該病床を、本協議により認められる病床数と同数削減することができる場合。ただし、当該二次保健医療圏に関する事項を所掌する地域医療構想調整会議及び神奈川県保健医療計画推進会議で必要と認めた場合はこの限りでない。

(2) 申出に当たっては、次の要件に留意すること。

ア 原則として、開設等許可後 10 年間は、配分を受けたときの病床機能と病床数を維持すること。

イ 10 年を経過した後も、病床機能や病床数を変更する場合は、事前に地域医療構想調整会議に諮ること。

3 申出後の審査における視点

- (1) 関係法令に抵触していないこと。
- (2) 神奈川県保健医療計画との整合性があること。
- (3) 病院等の開設等の計画に実現性・確実性があること。
(工事計画、運営計画、人材確保等)

4 配分の考え方

- (1) 相模原市内にある既存の医療機関の増床を優先とする。
- (2) 次の事項等を踏まえ、総合的に配分を決定する。

地域における医療需要（高齢者救急に対応する病床を、必要性のある病床として優先する。）、地域医療連携への貢献度等